保育所等利用申し込みチェックリスト

令和6年4月入所申込用

申請児童名									
生年月日	年	月	В	年	月	В	年	月	В

① 申請書類の提出について		
郵送でのご提出の場合、子ども家庭課に書類が届いた日を受付日とします。 また、書類に不備がある場合、原則不備解消後の受付となりますので、ご注意ください。		
ご提出いただいた書類は、返却したり、コピー等をお渡しすることは原則できません。 必要な場合はあらかじめコピーを取るなどしてください。		

② ならし保育について	確認
入所後、お子様が無理なく保育環境に馴染めるよう、保育時間を短い時間から徐々に伸ばし	
ていく「ならし保育」を実施します。期間はおおむね 10 日~2 週間程度とされていますが、	
詳しい期間等は、入所が決まった後、園での事前面談でご確認ください。	

③ 育児休業明けでの申請について	確認	
入所が決まった場合、利用開始日の翌日から起算して 14 日以内(職場復帰期間)に職場復		
帰をしていただく必要があります。		
(利用開始日が令和6年4月1日の場合、令和6年4月15日までに職場復帰)		
「育児休業証明書」に、上記の職場復帰期間内に職場復帰が認められる内容が記載されてい		
ますか?(育児休業期間が上記の期間よりも長い場合、「短縮可能」欄の記載が必要です)	Ш	

◆下記④~⑦の必要書類についてご確認いただき、右側の確認欄口にチェックをつけてください。

④ 教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書兼現況届	
1、お子様おひとりにつき 1 枚記載されていますか?	
2、【裏面④】きょうだい同時に申請する場合、いずれかにチェックがついていますか?	
3、【裏面⑦】「保護者氏名」に記名、押印はされていますか?(自署の場合は押印不要)	

⑤ 利用児童調査票	確認
1、お子様おひとりにつき 1 枚記載されていますか?	
2、お子様の保育について、園に特段の配慮を求める事柄があれば、記載してください。	

裏面に続く

⑥ 保育の必要性を確認する書類

保護者の方の認定事由による必要書類はそろっていますか?確認欄口にチェックをつけてください。

認定事由		必要書類		確認	
	(該当するもののみ)	心女音块		母	
4	就労	・就労証明書【※】(就労内定の場合はその証明を受けてください)			
1	就労(自営業)	・就労証明書【※】 ・自営の証明書類の写し(確定申告書、営業許可証、開業届等)			
2	妊娠・出産 ・申立書【※】 ・母子健康手帳の写し(氏名と出産予定日が記載されているページ)				
3	・申立書【※】 ・障がいによる手帳等を受けている方 ・障がいによる手帳等を受けている方 → 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し ・交付を受けていない方 → 診断書【※】				
4	同居または長期入院して いる親族の介護・看護 ・介護が必要であることの証明書類(診断書【※】、介護保険証の写し等)				
5	求職活動 ・求職活動誓約書【※】				
6	就学	・申立書【※】 ・在学証明書(入学予定の場合は合格通知等) ・履修時間等が確認できる書類(カリキュラム等)			

⑦ その他必要書類

下記の事由に該当する場合、必要書類はそろっていますか?確認欄口にチェックをつけてください。

事由		必要書類	確認
1	育児休業明けでの申請	・育児休業証明書【※】 ・育児休業期間短縮の申立書【※】	
2	生活保護世帯	• 生活保護受給証明書	
3	在宅障がい者(児)がいる世帯	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し	
4	令和5年1月1日に石狩市外に 居住していた方	・令和5年度の所得課税証明書(令和4年中の収入を証明する書類) ※保護者が父母であればそれぞれ1通ずつ	
5	その他		

【※】がついている証明書等は、市の様式をご利用ください。

⑧ 必要書類の提出を省略する場合

他の手続きなどにおいて、各種証明書や、令和 5 年度の所得課税証明書を既に石狩市子ども家庭課に提出された方については添付を省略することができます。

※各種証明書については、令和5年9月以降に発行されたもの以外は取り扱いができませんので、改めて 発行してください。

保護者区分		省略する書類名	省略事由(証明書等を提出した手続名など)		
父	母	自晒する音焼石	省略争由(証明音寺を従山した子桃石など)		